

## 【MoWG農業・転職・ゼミ】受講規約

「MoWG農業・転職・ゼミ（以下、本校という）」は、株式会社MoWG（モーグ）（以下、当社という）が企画・運営し、提供する教育プログラムです。

本校の受講に関し、以下の通り受講規約（以下、本規約）を定めるものとします。

### 第1条(目的)

本校は、主に農業分野への参入を目指す受講生に対して、農業技術、農業経営に関する知識を提供することで就農の判断材料として頂くこと、そして将来的に農業界に貢献できる人材を育成することを目的としたものです。

### 第2条(受講生)

受講生とは、本規約の内容を承諾のうえ、当校の定める申込方法によって入校手続きを行った者をいいます。

### 第3条(受講申込)

- 1 受講申込にあたっては、本校入学願書への必要事項の記入と提出のうえ、当校が申込みを承諾した場合に入校希望者とみなします。
- 2 入校希望者は、本受講規約の承認および同意を頂き、かつ所定の受講料の支払いが完了したことが確認できた時点で、受講生となり本プログラムの提供を受けることができます。

### 第4条(受講料)

受講料は、本校の募集要項により定めます。

- 1 受講料には、以下の費用が含まれます。
  - (ア) テキスト代
  - (イ) 受講生専用圃場（20㎡）および作業に必要となる農機具の利用権
- 2 受講料に含まれないもの
  - (ア) 本プログラム受講の際の交通費、宿泊費、その他個別の費用
  - (イ) 受講料およびその他費用の金融機関への振込手数料
- 3 受講料の支払方法は、本プログラムの募集要項により定められます。

## 第5条(有効期間)

受講生の資格は、受講開始日から最終講義終了日（もしくはその月末）までとします。

但し、受講生専用圃場については、株式会社MoWGが運営する貸農園「つどい」の農園利用契約書を締結することで、受講開始日から1年間の継続利用が認められます。

## 第6条(終了要件)

本校は、所定の課程の終了要件を満たしたものを認定し、修了証書を発行します。

## 第7条(解約・解除)

1. 解約は、病気その他やむを得ない理由があり、かつ解約理由の証明書の提示がなされ当校が認めた場合に限り、以下に定める解約手数料を支払うことで、受講契約後であっても解約が可能です。
  - (ア) 受講開始の14日前までの解約にあたっては、入学手数料3万円（税別）のみ請求します。
  - (イ) 受講開始後は、入学手数料、テキスト代は返金いたしません。
  - (ウ) 解約手数料は、受講料を在籍期間の月数で按分した額とし千円単位で切り上げた額となります。
  - (エ) 在籍期間の月数は、解約申し出を行った月を最終月とし、受講を開始した月からの月数とします。日割りでは計算しません。
2. 上記以外の理由による解約申し出は退学とみなし、入学料および受講料とも返金しません。
3. 受講生が、当校の定める禁止行為に該当すると判断された場合は、当校は該当者に対し受講契約を解除することができます。その際、入学手数料、受講料などの返金は一切いたしません。

## 第8条(禁止行為)

受講生が、以下のいずれか一つでも該当する場合、本校は該当者に勧告の上退学処分を行い、本受講契約を解除することができます。

- (ア) 受講申込にあたって、実在しない氏名や第三者で申し込んだ場合
- (イ) 受講申込書や登録された受講生の情報に、虚偽の内容が確認された場合
- (ウ) 本校の運営を妨害した場合またはそのおそれがあると判断された場合
- (エ) 受講生本人以外のものがなりすましで入校したり、第三者に当校を利用させた場合
- (オ) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的所有権や肖像権を侵害する行為もしくは侵害するおそれがあると判断された場合
- (カ) 選挙運動などの政治活動や、政治団体や宗教団体への誘致、勧誘を行った場合
- (キ) 当校内で、営利を目的とする活動やその準備

- (ク) 受講生およびその関係者が、暴力団やその構成員、関連企業、もしくはこれに類する反社会的勢力と認められた場合
- (ケ) 他の受講生に対し、不快感、嫌悪感を与えたり、差別もしくは誹謗中傷など受講生の名誉もしくは信用を失墜させる行為があると判断された場合
- (コ) 本校の承諾なしに、本受講プログラムに関する資料等を第三者に貸与、譲渡した場合や媒体を問わず複製した場合
- (サ) 本規約・利用規約等、法令若しくは公序良俗に違反し又はそれらのおそれがある行為
- (シ) その他合理的理由により、当校が受講生として不相当と判断する場合

#### 第9条(自己責任)

1. 受講生は、当校の利用にあたり、当校および他の受講生に対し何らの迷惑または損害を与えてはなりません。
2. 受講生は、当校の利用にあたり、他の受講生または第三者に対し損害を与えた場合、もしくは他の受講生や第三者との間で紛争が生じた場合、当該受講生は、自らの責任と費用でこれを解決するものとし、当校はその責任を一切負いません。
3. 当校以外の第三者が、当校を利用する受講生に損害などを与えた場合、当社はいかなる責任も負わず、一切の損害賠償責任を負いません。

#### 第10条(個人情報の取扱い)

1. 本校は、受講生の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、電子メールアドレスなどの情報（以下「個人情報」という）の取得にあたり、以下の目的に使用します。（ア）本プログラムの運営にあたり、必要事項を受講生へ通知するため
  - (イ) 本校や当社に関わるサービス、イベント、キャンペーンの情報提供
  - (ウ) 本校や当社に関わる商品やサービスの改善のための調査・分析
  - (エ) 本プログラム終了後のサービスや情報提供
2. 本校は、個人情報を申込者・受講生の同意を得ることなく、上記目的以外には使用しません。（但し、法令により許される場合の開示は除きます）
3. 受講生は、個人情報の内容に変更があった場合は、速やかに本校に届ける必要があります。

#### 第11条(写真や映像などの使用許可)

受講生は、本校での受講風景など自己の肖像等が撮影されることがあることにあらかじめ同意し、当社は撮影された写真や映像などを当社のウェブサイトや販促活動に無償で利用することができることとします。

#### 第12条(権利の帰属)

本プログラムにおいて使用される、本校作成のテキストや映像などの著作権、知的財産はすべて当社に帰属するものとし、当社の承諾なく、販売、複製、転用など利用することを固く禁じます。

#### 第13条(負傷時)

受講生が、本プログラムの受講中に被った負傷などの身体的損害については、原則、受講生の自費にて治療にあたるものとします。但し、本校の管理上の重過失が認められた場合はその限りではありません。

#### 第14条(本規約の変更)

当社は、本規約の内容や提供するプログラムを、受講者への事前の通知をもって変更することができます。

#### 第15条(当校の終了)

1. 当社は、事前に受講生に対して通知または公表することにより、当社の裁量で、本校を閉鎖し、本校のサービス提供を中止することができます。
2. 本サービスの提供中止が、本校もしくは当社の責任によらない場合、これによって受講生または第三者が被った損害等については、当社は一切の責任を負いません。

#### 第16条(免責事項)

本校は、以下に該当する事案によって受講生に損害が生じた場合、その責任を負いません。

(ア) 地震や火災などの天災による不可抗力で本プログラムの運営が不可能になった場合

(イ) 停電や通信障害など当社の責に当たらない事由により、本プログラムの提供に支障が出た場合

(ウ) その他当社もしくは本校が本プログラム提供の中断、中止が必要と判断した場合

#### 第17条(合意管轄裁判所)

当社と受講生の間で本規約、本校のサービスに関して紛争が生じたときは、千葉地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

-----問い合わせ先-----

社名 株式会社MoWG

代表者 山下 大輝

所在地 千葉県千葉市花見川区畑町87番

メール [farmmowg.chiba.hata@gmail.com](mailto:farmmowg.chiba.hata@gmail.com)